

神鋼真岡発電所建設計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社神戸製鋼所（以下「本事業者」という。）が栃木県真岡市の真岡第五工業団地内において、都市ガスを燃料とするコンバインドサイクル発電方式（総出力 124.8 万 kW）の神鋼真岡発電所を新たに建設するものである。本事業で発電した電力は、都市ガスの供給元である東京ガス株式会社に卸供給する計画である。

本事業は、既存の経年火力発電設備と比べ二酸化炭素排出原単位が小さい本発電設備の運転開始に併せて、二酸化炭素排出原単位の高い既存の経年火力発電設備の稼働が減少していくことにより、温室効果ガス排出削減に資することが期待されることから、関係者と協力し、最新鋭の都市ガス火力発電設備の導入及び稼働による二酸化炭素排出削減に向けた着実な取組が必要である。

一方で、本事業は、火力発電設備を新設するものであり、その工事の実施及び施設の供用に当たっては、様々な環境負荷が広範囲に影響を及ぼす可能性があることから、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避・低減し、環境の保全に十全を期することが、事業者としての一般的な責務である。

国の温室効果ガス削減の目標・計画と整合を取るためには、「燃料調達コスト引き下げ関係閣僚会合（4大臣会合）」（平成 25 年 4 月 26 日）で承認された「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成 25 年 4 月 25 日経済産業省・環境省）（以下「局長級取りまとめ」という。）で示されている要件を満たした、電力業界全体で二酸化炭素排出削減に取り組む実効性のある枠組（以下「枠組」という。）が必要不可欠である。

局長級取りまとめでは、環境影響評価において、事業者が利用可能な最良の技術の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているかどうか、また、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っているかどうかについて、必要かつ合理的な範囲で国が審査することとされている。国の目標・計画との整合性については、枠組に参加し、当該枠組の下で二酸化炭素排出削減に取り組んでいくこととしている場合に、その整合性があると認めることができることとされている。

平成 27 年 7 月 17 日に電気事業連合会加盟 10 社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び特定規模電気事業者（新電力）有志 23 社が策定した電気事業分野の「自主的枠組みの概要」及び「電気事業における低炭素社会実行計画」が公表された。自主的枠組については、PDCA サイクル等を含む規約がとりまとめられ、平成 28 年 2 月 8 日に公表された。また、同日の環境大臣及び経済産業大臣の合意により、電力業界の枠組に加え、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）（以下「省エネ法」という。）や「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成 21 年法律第 72 号）（以下「高度化法」という。）等の政策的な対応措置に取り組んでいくことにより、電力業界全体の取組の実効性を確保することとされたところである。

経済産業省においては、自主的枠組に関し、電力業界に対して、引き続き実効性・透明性の向上や加入社の拡大に取り組み、目標の達成に真摯に取り組むことを促すとともに、省エネ法や高度化法等の政策的な対応措置に取り組んでいくことにより、電力業界全体の取組の実効性を確保すること。

以上の観点を鑑み、以下の措置を講ずること。

1．総論

本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、温室効果ガスの排出削減対策を始め、排ガス処理設備の適切な運転管理及び騒音・振動の発生源対策等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策等の環境保全措置について適切に講ずること。

2．各論

(1) 温室効果ガス

本事業の発電技術については、局長級取りまとめの「BATの参考表【平成26年4月時点】」に掲載されている「(A)経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」を超える高効率の発電設備を導入することとしているところ、既存の経年火力発電設備と比べ二酸化炭素排出原単位が小さい本発電設備の熱効率の適切な維持管理を通じて、着実に二酸化炭素排出量を削減すること。

小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、梓組の参加事業者が電力を供給し、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

本発電所は2050年においても稼働していることが想定されることから、第四次「環境基本計画」（平成24年4月27日閣議決定）に位置付けられた「2050年までに80%の温室効果ガス排出削減」を目指すとの国の長期目標との整合性を確保するため、国の二酸化炭素回収・貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage; CCS）等に関する検討結果や、二酸化炭素分離回収設備の実用化をはじめとした技術開発状況も踏まえ、今後の二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行うこと。

本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

(2) 騒音及び振動

対象事業実施区域と最寄りの住宅までの距離が非常に近く、当該地点の建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の予測値が、環境基準値及び感覚閾値を超過すると推計されることから、工事期間中の環境監視を実施するとともに、本事業の影響により配慮を要する場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) その他

本事業により経年火力発電設備の稼働が減少されれば、環境保全上の優位性をもたらすことが期待されることから、関係者と協力し、最新鋭の都市ガス火力発電設備の導入及び稼働による二酸化炭素排出削減に向けて着実に取り組むこと。

(以上)